

ヘーゲルにおける市民社會論の成立 (上)

陳

紹

馨

一 ヘーゲルの市民社會論

ヘーゲルの市民社會はその哲學體系の一契機である。世界は發展的な絕對理念の自己實現の過程であつて、他在における理念が自然の領域を構成し、他在から自己のうちに復歸した理念が精神の領域を構成する。精神は三つの發展段階を辿る。それ自體における精神が主觀精神であり、自己を客觀化することによつて産み出した現存の世界のうちに存在する精神が客觀精神であり、自己の客觀性から自己に歸り、自己との絕對的同一性もしくはその概念との絕對的統一性のうちに在る精神が絕對精神である。客觀精神は即向的に自由な意志の理念で、所謂『法』の領域を構成する。即對目的的な自由意志の直接的定在が抽象法であり、外的定在から自己に反射し普遍に對して主觀的個別性として規定された意志が道徳であり、この兩者の統一及び眞理が人倫態である。直接的なもしくは自然的な人倫的精神が家族であり、この實體性がその統一性を喪失し分裂して相鬪者の立場に移り行く。かくして市民社會、即ち獨立的個人としての成員の形式的普遍性における結合となる。家族と市民社會との

統一としての自覺せる人倫的實體、人倫的理念の現實態が國家である。

絕對理念の一發展段階としての市民社會をこゝで一つの社會理論として考察したい。ヘーゲルの哲學は觀念論の最も典型的なものであるが、既に指摘されたやうに、自然や社會に對する彼の豊富な知識と鋭い洞察とは、その體系に種々のすぐれたものを呈示せしめてゐる。『哲學は思想の内に把握せられた時代である』と謂ふ彼の理論に著しく現實的な要素が存するのは不思議でなからう。殊に彼の市民社會論は過去の理論を綜合集成すると共に次の時代の理論の出發點となつたもので、十分に考察吟味に價するものである。

人倫態の最初の契機は家族である。婚姻によつて結ばれた男女の統一は子供の出生と共に客觀的となり完成するに至る。子供は家族の財產によつて教育される權利を有つてゐるが、子供が自由な人格へと教育され、成人に達した時に、家族から離れて結婚し、新しい家族を構成する。『家族は自然的な仕方で、且つ本質的には人格の原理によつて多數の家族に分歧する。そしてこれら諸家族はそれぞれ一般に獨立的具體的な人であり、したがつて相互に外的に對峙する。……茲に差別の段階が生ずる』(Hegel: Grundlinien der Philosophie des Rechts 第一八一節、以下括弧内の數字は同書の節數を指す)。家族は統一的な普遍性であるが、家族が分化して差別の段階に入ると倫理は表面的に喪失されるに至る。普遍性は內面的に止り、特殊的なものが前面に立ち現れる。この差別の段階が市民社會である。市民社會は個人を、實體的全體としての家族から切り離し、家族の成員を相互に疎隔し、それを獨立人として認める。市民社會は更に外的な非有機的自然及び個人の生存の地盤たる郷土に代ぶるに、自己

の地盤を以てし、全家族の存立を自己に從屬せしめ、偶然的ならしめる。家族は市民社會においては從屬的位置を占め、單にその基底をなすにすぎない。かくて個人は市民社會の子となるのである(二三八節)。

市民社會は家族的な倫理的統一から脱出した諸個人の對立する世界である。そこでは各個人が自ら目的であり、他のあらゆるものは彼にとつて無である。併しながら利己的な個人は、同じ利己的な他者と關係しなければその目的を達成することが出來ない。利己的な諸個人の相關によつてこゝにある普遍的なものが齎されるのである。市民社會は萬人の萬人に對する私的利息の闘争場であるが、併し特殊性の背後に普遍性が存し、特殊性は普遍性を條件としてそれに縛られており、全體が媒介の地盤をなすのである(一八二節、補遺)。『市民社會においては特殊性と普遍とが分離してゐるが、しかも兩者が交互に拘束され制約されてゐる』(一八四節)。特殊性及び普遍性の兩原理を統合したこの市民社會は、『社會的原子論の組織』、『外的國家』(äusserer Staat)、『市民社會としての國家』(Staat als bürgerliche Gesellschaft) (「ウンチクロベディ」五二三節)、『必要國家』(Notstaat)、『悟性的國家』(Verstandesstaat) (一八三節)、とも呼ばれる。

市民社會は欲求の體系、司法、警察及び團體の三契機を含む。

特殊性としての個人はその生活上の諸種の欲求を有つ。欲求は意欲の表現として主觀的なものである。欲求は他人の所有や生産物の如き外的事物によつて、また主觀客觀の兩側面を媒介する勞働によつて満足されるが、この二條件によつて主觀的な欲求はその普遍性を得る。私は他人から満足の手段を得る、したがつて他人の意見を

受け容れなければならない。併し同時に私には他人の欲求を満たす手段を提供する責務がある。かくして甲は乙に働き、且つそれと關聯する。その限りにおいて一切の特異的個人的なものは社會的となる。欲求の象面における無數の個別性から事象の單純な原理、即ち事象のうちに作用しそれを支配してゐる悟性、を發見するのが經濟學である。人間はその欲求及び手段を複雜化し、次にまた具體的な欲求を個々の部分、側面に分割し區別し、以て特異な、一層抽象的な欲求となす。欲求の複雜化は併し他方において欲求の抑制を意味する。何故なら人間が多くの事物を使用すれば、彼が特定の事物に束縛されることが少くなるから。かくて人間は動物的な必然的な生活から解放されて自由になる。

欲求を充足せしめるものが勞働である。勞働は自然によつて直接に供せられる材料を種々の目的のために多様の過程を通じて特殊化するもので、『手段に價値と合目的性を與へる』ものである。(一九六節)。勞働は人間の教養のために、したがつて人間精神の解放に絶大な意義を有する。欲求とそれの充足手段の多様化と共に表象や見解が廣まり、表象作用やある表象から他のものへの推移の運動、敏活、複雜な一般的關係の把握、が發達する。

これは勞働の齋す理論的教養である。更に勞働は、自己の欲求及び仕事の習慣一般、材料の性質や他人の恣意に基く行爲の制限、並びにかかる訓練を通じて獲得される客觀的活動及び普遍妥當的技能の習慣によつて、實踐的な教養を齋す(一九七節)。

勞働の客觀化普遍化と共に分業が起る。分業によつて個人の勞働技能は進歩し、生産量が一層増大する。分業

は他方において勞働を社會化すると共に人間相互の依屬關係や交互關係を一層緊密にする。生産行爲の抽象化は勞働を機械化し、つひに機械をして人間に代らしめるに至る(一九八節)。生産が増加して欲求を超過すれば、即ち生産過剩になれば、欲求の充足を勞働によつて獲得し得ない群衆が發生する(二四八節、補遺)。

各個人の利己的活動は窮屈において萬人の欲求を滿足せしめるものとなるが、諸個人の活動はこゝに一つの錯綜した萬人の依存關係を齋す。この依存關係に含まれる必然性が各人にとつて普遍的恒有的資力である(一九九節)。普遍的資力は各個人の生存を保證するもので、各個人はその教養と技能とを以てそれを分有する。而して分有は各人の技能や教養によつて制限されるものであるから、各人の技能や資本における自然的な不平等は、社會における不平等の基礎をなすものである。

欲求、その手段、勞働、滿足の仕方、理論的並びに實踐的教養の方法は千差萬別であるが、そのうちの共通的なものは聚合して特殊の諸體系をつくる。これが階級である。階級には實體的或ひは直接的階級即ち農業階級、反省的或ひは形式的階級即ち實業階級及び普遍的階級の三者がある。農業階級は土地を耕作し、その土地の自然的產物をその財產とする。實業階級は自然的產物の加工、作成、移轉を任務とする。これは更に、個人の具體的要求に應ずる勞働をなす手工業階級(Handwerkernstand)、個々の欲求に對し而も一般的の要求に應ずる勞働をなす工業階級(Fabrikantenstand)、及び貨幣を以て個々の手段相互の交換をなす商業階級(Handelstand)、の三つに區分される。普遍的階級は社會の普遍的利益を掌る階級である。階級は人間共存生活の必然的な現象である。

『市民社會、したがつて國家の存する處には、階級の區分が入り込む、何となれば、一般的の實體は唯自己を有機的に特殊化する限りにおいてのみ生きたものとして實存するからである』（「エンチクロペディ」、五二七節）。『階級なき人間は單なる私人であつて現實的普遍性を缺く』（二〇七節、補遺）。實に『國家の最初の基礎を家族とすれば、諸階級は第一の基礎である』（二〇一節、補遺）。

經濟生活が發達し錯綜するにつれてそれを統制するものが必要となる。『人間が多方面の欲求を發見し、且つ欲求の獲得がそれの満足と離れ難きものとなるに及んで、始めて法律が制定され得るのだ』（二〇九節、補遺）。法は本質的に所有を保護するもので、『たとひそれが概念から生ずるにせよ、それは欲求にとつて有用であるが故にのみ實存するに至るのだ』（二〇八節、一〇九節）。『法はそれが實現されて先づ制定されてゐるといふ形式を以て現ることによつて、内容から見ても、市民社會において所有や契約の無限に個別化され錯綜せる關係及び種類——更に心情、愛及び信賴に基く倫理的關係、等の素材に關する適用として現はれる』（二一三節）。

抽象法は市民社會において覺知せられ且つ意欲されたものとして效力と客觀的現實性とを有つ。即目的に法であるものはその客觀的定在のうちに指定され、公布されて實定法となる。實定法は普遍的なものであつて公布せられて一般に周知されてゐなければならぬ。市民社會においては即目的な法が實定法となる如く、以前直接的、抽象的存在であつた私の個別的權利は推移し、一般に承認されて、即ち實存する普遍的意味及び知識のうちに體現されて存在する（二一七節）。

法が實定法の形式において實現される時に對目的となり、法についての特殊的意志から獨立して普遍者となる。この普遍者を實現せしめる公共的な力が裁判である。犯罪に對する復讐は主觀的偶然的なもので、市民社會においては普遍者が被害者に代つて犯罪の追求と懲罰をする。これが即ち刑罰である。ヘーゲルはなほ、市民社會の成員は法庭に出る義務及び權利を有すること、司法の公共性のこと、陪審裁判の望ましいこと、に論及してゐる。市民社會は個別性や利己の原理に支配される世界で、倫理的な關係は背後にかくれる。各人の欲求充足における普遍關係が市民社會における倫理的なものを表示するが、これは各人の利己的活動によるものであり、經濟の必然によるものであつて、外的な形式的なものにすぎない。經濟的な生活關係は法律と司法とを齎したが、この兩者は即目的に存在する普遍者と主觀的な特殊性とを統一せしめる點において、精神の發展に絶大な意義を有する。法律及び司法は併し所有及び人格の侵害を消滅せしめるのみであつて、特殊者及び普遍者の統一のためには、なほ、それぞれの目的に反する偶然性が止揚され、人及び物の安全が保證され、個人の生存並びに福祉の保全がなされなければならない。而してこれをなすものが警察である。警察は次の如き任務をはたす、即ち、欲求満足の手段の調達や交換を圓滑にすること、かかる行爲の調査や審理を簡便にすることなどの公共的職務や公共的設備（二三五節）、生産者と消費者との利益の衝突の統制（例へば日常の生活必需品の價格公定）、殊に個人の見極めがたい複雜な大規模な產業組織の依存關係の統制（二三六節）、個人が以て普遍的資力に關與する技能や資本に對するある程度の保證（二三七節）、街路照明、架橋、健康の配慮（二三六節補遺）、その他個人を市民として教育

、すること（二三八節、二三九節）、生活上の敗北者やその家族に對する後見（三四〇節）、諸種の原因による貧困の救濟（三四一節）等である。

市民社會が圓滑な活動を續ければ社會の内部において人口が増殖し産業が發達する。それと共に一方において財富の蓄積が増大し、他方において階級の從属性と困窮とが増大する。大衆が社會の成員に必要なものとして自分を統制して行く一定の生存様式の規準下に墮すれば、賤民が發生する。これと共に小數者の掌中に不均衡な財富が一層容易に集中する（三四四節）。貧困に瀕する大衆を救濟するに慈善を以てすれば彼等の生活は労働を媒介とせずに保證せられることになるが、このことは市民社會の原理にも個人の獨立、名譽の原理にも反する。これに對して賤民の救濟が労働の機會を與へられることによつて行はれるならば、益々生産過剩に陥り、生産に携はる消費者の缺乏を來たす。かくて市民社會は財富の過剰を以てして充分に富裕でないのである。市民社會におけるこのやうな矛盾を解決するために、それは自らを踏越へて他國民に消費者を求める。この聯闊の擴大に植民も手段を提供するのである（三四八節）。

市民社會において労働はその特殊の性質に従つて種々の分野に分かれるが、そのうちの同一なものは結合して團體を構成する。團體は實業階級に固有なものである。實業階級は本質的に特殊的で、各人は自己の利益のみを目指さず。だが各人の利己的目的は同時に他人の目的であるから、このやうな同一なものは組合において共通なものとして實存し、特殊的なものへ向けられた利己的目的は同時に一般的目的と考へられ、また實證される（二五一）のと見てよ。

節）。個人が市民社會において己のため配慮しながらまた他人のために行動することは、團體において意識的必然的となり、思惟された倫理性となる（二五五節）。團體は團體員の生活を配慮するが、團體員もまた團體を尊敬して團體そのものの利益を圖る。團體の名譽は市民社會の基礎的な原理で、倫理的なものは市民社會にあつては團體にその最高の實現を見るのである。警察及び團體は市民社會の最高の契機であつて、それにおいて尙個人や小集團の利益が前景に現れるが、その目ざすところは普遍的な目的とその絶對的な現實性である。かくして市民社會の象面は國家に推移する。

二 ハーゲル以前の市民社會論

ハーゲルの市民社會論は、マルクスの指摘したやうに主として十八世紀の英佛の先駆によつたものである。市民社會は十六世紀以來準備され、十八世紀に至つて成熟への巨歩を進めたもので、その理論も十六世紀以來漸次に構成された。ハーゲルの市民社會論が如何に彼の先駆に基いて構成されたかを見る前に先づ彼以前の市民社會論を考察しなければならない。以下ボダン以後の若干の代表者（ボダン、ホップス、ロック、ヒューム、ファーダグスン、スミス、ルソー、重農學派）について見よう。

一五七六年の『國家論』においてボダン（一五三〇—九六）は次のやうに論じてゐる。『總ての市民社會（communauté civile）の始源は一つの家族に由來する。家族自體は一つの自然社會で、自然の父自身によつて始めて

當初に人類と共につくられた。ところで、一方において、神自身によつて我等に與へられた理性が、人間を、仲間や他の人との交際を、また言語或ひは談話を共にするなどを、欲求せしめると共に、また、その同じ理性は、次のやうに働く、即ち、それが進行するにつれて、彼等の家族であり彼等の身内である人々に對する愛から、更に家族の繁殖や増加に對する愛好に、擴がるのである。したがつて諸家族も漸次にその最初の起源から離れ、家族の自然社會を模倣するやうに市民社會によつて見なはれるのである。⁽¹⁾『一家の主人が他の家族の首長に、彼等全體に共通な仕事について懇請し交渉するため、自分の命令してゐる家から出た時、彼はその際主人、首長や主君の稱號を失つて、他人と同等であり同輩である仲間となる、都市に入るためにその家族を離れ、公衆に懇請するためその家族的事務を離れる、そして主君の代りに自身を市民と稱する、市民とは要するに、他人の主權を認める自由な主體の固有名詞に他ならない。⁽²⁾諸家族の交渉によつて市民社會が成立する。團體 (college, collegium)、組合 (corporation, corpus) 及び自治體 (commune, universitas) がそれである。市民社會は防衛、欲求及び友愛に基くものである。⁽³⁾家族及び市民社會の上に更に國家が立つ。『都市なく市民も存せず、また人間に如何なる國家も存しない間は、各家族の主人は彼の家の首長であり、彼の妻子に對して生殺の權を握つてゐる、だが、力、暴力、野心、貪慾や復讐の願望が各人を對立せしめた後に、戰争及び鬭爭の結果は一方に勝利を與へ、他方を彼等の奴隸にする。……然る時、各人が意のまゝに生活するやうに自然の各人に與へた充實した全自由は、もろともに被征服者から取り上げられる。そこで、以前世界に知られなかつた主人と奴僕、君主と臣民

の言葉が始めて用ひられたのである。然り、理性と自然の光が、力と暴力が國家の過程と起源とを與へたのだと云ふことを我等に信ぜしめるのである。⁽⁴⁾要するに『家族は自然社會であり、團體は市民社會であり、國家は：主權の力によつて統治される社會である。』

- (1) Bodin, J.: *Les six livres de la république*. qu. from Lichtenberger, J. P.: *Development of Social Theory*, 1924, p. 166—167.
- (2) Ibid., p. 167.
- (3) Dunning, W. A.: *A history of political theories*, from Luther to Montesquieu, 1923, p. 90, 91.
- (4) Unruh, A. von: *Dogmenhistorische Untersuchungen über den Gegensatz von Staat und Gesellschaft vor Hegel*, 1928, S. 20.
- (5) Bodin: Op. cit., Lichtenberger: Op. cit., p. 176.
- (6) Unruh: Op. cit., S. 20.

トーマス・ホッブス（一五八八—一六七九）の社會理論は人性論及び自然狀態論から出發してゐる。人間は元來身體においても精神においても平等なものであるが、平等的な人間は同一の目的を達成するために必然的に争闘に陥らざるを得ない。孤立的な人間の生活する自然狀態は萬人の萬人に對する不斷の戰争狀態で、一人は他人にとつて狼である。人間はこの戰争狀態からのがれ、平和のために且つ自己防衛のために心を用ひる時、また他人もそうする時、各個人はその自然權を放棄し、契約を結んで一つの人格を構成する。各個人の意志はこの一つ

の意志——一人の意志或ひは若干人の集團の意志——に服従し、公共の平和に關する限りこの意志に反抗するものが出來ない。かゝる人格を Union と呼ぶ。而して『かくして構成された Union が國家(註)或ひは市民社會、或ひは civil person である。』國家即ち市民社會は、他民族の侵略の防衛、人民相互間の争鬭に基く傷害の防衛、人民各個人の產業の保護、人民各個人の產業の保護、人民各個人の養育、樂しき生活、を目的とするものである。

註 この言葉はホップスの英文著作集では city になつてゐる。ラテン文では civitas になつてゐる。フリツ・シュアイゼンケーラーのドイツ語版では Staat の語が用ひられフランス語の état になつてゐる。

ホップスにおいて興味のあることは、彼がボダンと同じく國家以外の社會をも論じてゐることである。『總ての國家が civil person であつても併し遂に總ての civil person が國家である譯ではない。國家の許可によつて多くの市民は、ある仕事に從事するために一つの人格に結合することが出来る。これはかくして civil person となる、商人の組合やその他の多くの團體のやうに。だがこれらは國家ではない、何故ならば構成員は單純にそして總てのことにつれて組合に服従するのでなく、あることにつては國家のみによつて規定されるから。そしてかかる條件の下に、構成員のあるものは協會それ自體に對して訴訟を起すのは合法的であるが、このことを市民が國家に對してなすことは許されない。したがつてこのやうな諸社會は、國家に從屬す ⁽³⁾ civil person である。』

- (1) Hobbes, T. De cive. (The English Works of Thomas Hobbes, vol II.) p. 69.
- (2) Ibid., p. 69—70.

ジョン・ロック (一六三二—一七〇四) の社會理論も自然狀態から出發してゐるが、彼の自然狀態説はホップスのそれと異つてゐる。彼の自然狀態は孤立人の狀態ではなくして既に共存生活の管まれてゐる狀態である。自然狀態は自然法に支配されてゐる狀態であつて、萬人の萬人に對する争鬭の狀態ではなくして『平和の狀態』であり、『善意、相互扶助維持の狀態』である。⁽¹⁾『人類に共通なこの法則（自然法）によつて彼と人類の他の總ての人は一體であり、他の總ての動物と異なる一つの社會を構成する。そして、墮落した人間の腐敗や罪惡のためでなければ、他の社會の必要がなかつたであらう、人間がこの偉大なそして自然な社會から離れて、積極的な合意によつてより小さなそして區分された結社に結合する必要がなかつたであらう。』⁽²⁾

神は人間を必然的に社會生活に入るやうに作つた。『最初の社會は夫と妻との間に存し、これが親と子の間の社會を生ぜしめ、これにやがて主人と奴僕の間の社會が附加された。』これらが一家族を構成する。⁽³⁾『婚姻社會は男女の間の自發的な結合によつて構成される、そしてそれは主として、その主要な目的即ち生殖に必要なための相互の身體における共有と權利とに存するが、それは、彼等の保護及び愛情を結合するに必要であり更に進んで彼等の共同の子孫（子孫は、彼等が獨立し得るに至るまで親によつて養育され保持される權利を有つてゐる）に必要であるために、相互扶持及び扶助、そして利益の共有をも、共に含むのである。』父は子に對してある權利を有つてゐるが、これは實質的には子供を保護する義務であり、そして子供の未成年期のみに限られてゐる。子供が事物を辨別する年になると、『父の帝國は終り、もはやそこからは、他の人に對すると同様に、その子供の自

由を處理することが出來ない、そしてそれ（父の權利）は絶對的な或ひは恒久的な權限では決してなく、それから人は身を守る、神聖なる權力からの特權によつて『父と母の家を離れて彼の妻と結合する』ことが出来るのである。⁽⁵⁾

自然狀態において人は、『彼の人格と所有の絶對君主であり、最も偉大な人と同等であり、何人にも服しない』人は生來總ての他人と同様に『完全な自由と自然法の總ての權利と特權の無制限な享受の資格を有ち、先天的に彼の property 即ち彼の生命、自由及び財產を他人の侵害及び襲撃から防護する力を有つのみならず』『他人における自然法の違反を裁判し且つ罰する力を有つてゐる。』⁽⁶⁾ だが、自然狀態において『その權利の享受は非常に不安定であり、そして常に他人の蠶食に曝されてゐる、何故なら總ての人は彼と同じやうに王様であり、總ての人は彼の同等者であり、そして大部分のものは衡平と正義の忠實な遵守者でないから、彼がこの状態において享受する property は非常に不安であり、非常に不確實である。』⁽⁸⁾ この不安を除くために人はその自然權の一部を犠牲にして政治社會或ひは市民社會を構成する。『一定數の人が、各人がその自然權の執行力を放棄しそしてそれを公衆に譲渡するために一つの社會に結合する時、そこに而してそこにのみ政治社會或ひは市民社會(political or civil society)が存する。そしてこれは、自然狀態にある一定の人が、一つの最高の政府の下に一つの團體或ひは政治體を構成するために、社會に入る時に、なされるのである。』⁽⁹⁾ 自然狀態においては制定され公衆に知られる法律と公平な裁判とその裁判を執行する力が存しないが、人間が市民社會即ち國家に結合する時にこの三者が發

生する。而して『人が國家(commonwealth)に結合しとして自身を政府の下におく偉大なそして主要な目的は、彼等の property (命や生命、自由、財產) の保護である。』⁽³⁾

- (1) Locke, J., *Two treatises of Government, 2nd treatise* (The works of John Locke, 1812, vol. 5.) § 19, p. 348.
- (2) Ibid, § 128, p. 413.
- (3) Ibid, § 77, p. 383.
- (4) Ibid, § 78, p. 383.
- (5) Ibid, § 65, p. 375.
- (6) Ibid, § 123, p. 411.
- (7) Ibid, § 89, p. 387.
- (8) Ibid, § 123, p. 412, cf. § 124, 125, 126.
- (9) Ibid, § 89, p. 389.
- (10) Ibid, § 124, 125, 126, 123, p. 412.

ダヴィッド・ルード(一七一〇—一七六六)に至つて社會理論は著しく實證的になつた。人間は社會的本能を有し、『如何なる場合にも諸個人の結合なしには存し得ないもの』である。孤立人の自然狀態は哲學者の假想に他ならぬ。社會生活は一つの聯續した歴史的な過程であつて、契約によつて社會が成立したといふのは、論理的にも歴史的にも誤謬である。⁽³⁾ 最も原初的な共同生活は兩性間に營まれる家族である。『家族に生れた人間は、必要から、

自然的な性向から、また習慣から、社會を有つことを強ひられる。同じ人間は、より進歩するにつれて、正義を行はしめるために政治社會の構成に從事する。⁽³⁾『政府の存在しない社會の狀態は、人間の最も自然的な狀態の一⁽⁴⁾つで、多數の家族の結合によつて存し、そしてその最初の發生の後ながら存する。』アメリカのインディアンの如きは、政府のない社會に生活するものである。『だが、人間が政府のない小さな未開社會を保持することが出来るとしても、彼等は、正義と、所有の安定、合意によるその移轉及び約束の履行に關する三つの基本的な法への服従が存しない限り、如何なる社會をも保持することが出來ない。』⁽⁵⁾政府發生以前の社會においても、秩序が存し統制が行はれたのである。

『各人が常に、正義と公正に服するやうに彼を拘束する強大な利益を認知する充分な分別と、現前の快樂と利益の誘惑に反抗して一般的な且つ遠大な利益の確保に耐へ得る充分な心の力とを有つてゐさへすれば、その場合は、政府や政治社會の如きものは決して存しなかつたであらう。各人は彼の自然的な自由に従つて、完全な平和と他人との調和とのうちに生活したであらう。』⁽⁵⁾だが人間性の弱點のために、正義は完全に保證され得ない。殊に『富と所有の增加』が正義の保持を困難にし、人間を『自然狀態から離れしめて』政治社會を構成するに至らしめたのである。

- (1) Hume, D.: Essays, Literary, Moral and Political. (The World Library) p. 480.
 (2) Metz R.: David Hume, 1929, S. 296 ff.

- (3) Hume: Op.cit., p. 25—26.
 (4) Hume, D.: Treatise on Human Nature (The Philosophical Works of D. Hume, Vol. II) p. 320.
 (5) Hume: Essays, p. 249.
 (6) Hume: Treatise, p. 320.

アダム・フアーベスン（一七一三—一八一六）に至つて社會理論は殆ど實證的な形態をとつた。彼は自然狀態說や社會契約說を強く否定して社會の必然性を強調した。社會は段階的な發展を辿るもので、未開社會（nude society）から開化社會（polished society）へ、或ひは蒙昧（savage）から野蠻（barbaric）を經て文明（civility or civil society）へと進む。最初の段階である蒙昧社會では成員の數少く且つ同質的で結合は強固である。私有財産は未だ存しなかつた。不平等も殆ど存せず個人間の自然的能力の差異があるのみである。生計は主として現前の直接的なものに向けられ、未來に對する顧慮は行はれないのが常である。農業の行はれる處では性別による分業が行はれた。私有財産が存しなかつたのでそれを保護する政治組織も發達しない。科學も存せず、藝術も未發達である。小集團間の争ひはあるが、争鬭はそれ程激しくなかつた。原始的な社會は漸次に増大し集團間の争ひが頻繁になつた。戰場の勇士は平常は一般の人と同じ生活を營むが併し衆人の尊敬を受け種々の特權を享受した。他方において技術が進歩し私有財産が漸次に形成されるにつれて、階層的な關係が成立するに至つた。この段階が野蠻社會である。野蠻社會における頻繁な鬭争の結果弱小の集團は征服兼併されて平和が保たれるに至つた。

人間は性來その力を表現し自己を向上せしめんとする本能を有つものである。個人は富を望み卓越を希求する性質を潜在的に有つてゐるが、初めは他集團との闘争や個人の英雄的な行爲に心を奪はれて個人的利益を顧慮するいとまがなかつた。ひとたび社會の平和が確立されると共に個人は私的利益にめざめ、そのため相争ふに至る。

集團外に對する闘争は今や集團内における闘争に轉化するに至つた。これが文明社會或ひは市民社會である。⁽¹⁾

野蠻社會より文明社會（市民社會）への推移に當つて既に私有財產は構成され從屬關係は確立されたが、文明社會における分業の發達は社會を急速に發展せしめた。必要に強ひられて或ひは有利な状勢や政策のために人間生活は大なる進歩をとげたが、分業が發達するまでは近代社會の飛躍は現れなかつた。未開社會において既に性別による分業が行はれたが、社會が戰爭狀態から平和な狀態に入り交換が行はれると共に、獵夫や戰士は商人に變つた。生活資料の不平等な分配を齎す偶然的な事件、個人性向、機會などが各人を異つた職業に就かしめる。

そして效果の觀念は彼等を驅つていよく職業の區分を行はせる。分業は個人並びに社會の富を増進せしめ、學藝を興起せしめ、人間生活に絶大な進歩を齎した。他方において分業によつて個人的分化が促進され個人間の經濟上の不平等が顯著になつた。それと共に社會の上下の懸隔が甚だしくなり、この關係を統制する組織即ち法律や政府が發生した。『政治の偉大なる目的』は『家族に衣食と居住の手段を保證し、勤勉な人がその業務に從事するのを保護し、警察の拘束並びに人間の社會的心情を彼等の相違する私の追求について調和せしめる』ことである。⁽²⁾『政府の第一次的目的は……その臣民の財産を保全し、勤勉な人がその勞働の果實を收得し、正當に彼に

拂はるべき負債を回収する』ことを保護し、取引の過程において起ることのある争ひに對する公平な裁判をするこ
とである。⁽³⁾

(1) Ferguson, A.: An Essay on the History of Civil Society, 1767, p. 191. cf. Lehmann W. C.: Ferguson and the Beginning of Modern Sociology, 1930, p. 80 sq.

拙稿、アダム・ファーダスの市民社會論（文化 第二卷 第八號 46頁以下）

(2) Ferguson: Op cit., p. 276—277.

(3) Ibid., p. 220.

(4) Ferguson: Principles of Moral and Political Philosophy, p. 426. cf. Lehmann, Op. cit., p. 147.

アダム・スマス（一七一九—一九〇）によつて尙自然法論的な契機が認められるが、併し彼は形而上學やスコット哲學的なものを排斥して著しく實證的な理論を構成した。彼も社會生活を段階的に考察した。人類共存生活の第一の段階は狩獵者の社會である。『狩獵者の民族においては本來政府は全然存しない。この社會は、同一の小部落に住み、同一言語を使用し、そして彼等自身の内で相互の安全のために團結することに一致するが併し互に優越するものを有たないところの、小數の獨立の家族によつて構成される。』この社會において正義が行はれており、またあるものが他人より多少すぐれてゐることはあるが、併し定規的な政府が存せず、各人は『自然法に従つて生活してゐる』⁽⁵⁾。『財産の不平等を齎したところの家畜群の所有は、最初に政府を發生せしめたものである。財産の存するまでは政府は存し得ない。政府の本來の目的は富を安全にして富者を貧者から守るためにあ

る。この牧畜時代に、もしある人が五百匹の牛を有つてゐないとすれば、牛を彼のために安全にして下さる政府なければ彼は牛を有つことを許されないであらう。⁽³⁾ かくて牧畜民族において政府が構成され權力が發生すると共に、人間は『市民社會に入る』のである。⁽⁴⁾

スミスの理論がヘーゲルの市民社會論に多大な影響を及ぼしたことは明かである。欲求の體系に説かれてゐることの大部——豫定調和、欲求及びその満足、勞働、分業、機械、階級、植民などは『諸國民の富』に見出される。尙 *Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms* において彼は司法や警察を扱つてゐる。『Justice』の目的は危險に對する保護であり、そしてこれが市民政府の基礎である。警察の目的は貨物を低廉ならしむること及び公共の安全及び衛生である。⁽⁵⁾ (無論この講義は公刊されなかつたが當時における社會理論の構成の一端を示すものであらう。)

スミスの理論における重要なものは、經濟人と豫定調和の概念である。人間は元来自愛心、自利心或ひは自然の狀態を改善せんとする自然的努力を有つものである。各人は經濟活動において自己の目的のみを顧慮するが併しその活動は『少しも自己の意圖内に存しない』ある目的を成就するやうに、一つの見えざる手によつて導かれるのである。また彼が公益を自己の目的内に置かないことは、社會のために必ずしも悪いことではない。彼は自身の利益を追求することによつて、眞實社會の公益を圖らうとするよりも一層有效に公益を追求することがしばしばある。⁽⁶⁾

人間は元來交換をしようとする性向を有つてゐる。ある財貨を容易に生産するものがそれを他人と交換して利益を得る場合に、彼は益々その財貨の生産に從事し、かくて分業が發生する。分業は各人の利己心を満足せしめるためにいよいよ促進されるに至る。分業は熟練を増大し、時間を節約し、新しい發明に導くといふ利益によつて社會の生産を増大せしめる。それは資本家の利益を増大せしめ、外國貿易を促進するなど、國家の富の増大の主要な原因であり、社會繁榮の動力である。尙スミスは社會を資本家、地主及び労働者の三階級に分けてゐる。

- (1) Bonar, J.: *Philosophy and Political Economy*, 2nd. Ed., 1909. p. 148.
- (2) Smith, A.: *Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms*, 1896. p. 14—15, 20. cf. *Wealth of Nations*, Cannan ed. vol. II. p. 202—203.
- (4) Smith : *Lectures*, p. 9.

(5) Ibid., p. 3.

(6) Smith : *Wealth of Nations*, Vol. I. p. 421.

フランクの社會理論は概してイギリスの影響を受けたものである。

ルソー（一六七〇—一七四一）によれば、自然狀態の人間は孤立的な生活を營み、人間相互の關係は他の動物に對する關係以上のものでなかつた。原始人は彼等の間に、また異性と彼等の間に種々の類似點があることを發見する。同じ事態に遭遇する際に他人もまた彼のやうに行動するのを見て、他人の思惟及び感情の仕方が全然自分とのそれと一致することを發見する。人間の類似といふ事實を確認した後に彼等は、その最上の行爲の規準、即ち

「自分の利益とその安寧とのため他の人々と共にこれを履行することが好都合であるやうな行爲の規準」を、確立したのである。⁽¹⁾ 氣樂に暮したいのが人間行爲の唯一の動力である。原始人は、共通の利害關係からその同胞の援助に頼らなければならぬこと、また稀にではあるが競争のために他人を輕じなければならぬことを、経験する。これらの場合に彼等は他の個人と接觸し交渉する。そして相互扶助の利益を経験した後に彼は漸次に他人と交渉することが多くなる。⁽²⁾ 性的關係を結ぶ男と女とは漸次に居住を一緒にするやうになり、夫と妻と、親と子との一
小社會を構成するに至る。これが即ち家族である。⁽³⁾ 『あらゆる社會の中で最も古く且つ唯一の自然的な社會は家族といふ社會である。』一緒に生活する習慣は夫婦愛、親の愛の如き優しい感情を生ぜしめ、各家族は、相互の愛着と自由とがその唯一の紐帶であるために、よく統一された一小社會を構成する。そしてこれは、從來唯一の生活様式しか有たなかつた兩性の生活様式に最初の差異を齎したのである。⁽⁵⁾ 永く隣接せる諸族間に有る紐帶が發生する。今まで森の中をさまよひ歩いた人々も、より安定なおちつき場所を得て徐々に相接近し、種々の集群をなして結合し、終に各地方において個々の國民を形成する。接觸が頻繁となるにつれて社會生活は人間の普遍的な現象となり、つひに屢々相接觸しなくては暮せなくなるに至つた。⁽⁶⁾

社會關係の發達は人間精神を發展せしめるが、人間精神の發展はまた社會關係の發達を促す。併し社會が發展して市民社會に到達したのは、產業の發達と土地の分配及び私有による。外圍の必要によつて人間は產業を習得したのであるが、これは、殊に冶金業と農業は、人間生活に一大變革を齎した。土地の耕作から必然に土地の分

配が起り、私有が起る。勞働によつて土地生産物及び土地そのものに對する繼續的な占有が發生し、つひに所有にまで發展し私有に轉化する。⁽⁷⁾ 『土地に園ひをして「これは俺のだ」と宣言することを思ひ付き、そしてそれをそのまま信ずるやうな極く單純な人々を見出した最初の者が、市民社會の眞の建設者であつた。』

私有財產は當初平等に分割されたが個人の身心の自然的な不平等のために漸次に不均等になり、この不均等が漸次顯著になつてつひに甚だしい懸隔を齎すに至る。經濟生活の發展と共に人間の依存關係は益々密接になり、一面においては競争と張り合ひと、他面においては利害對立、利己的な活動が存する。これは私有財產の齎した最初の害惡である。財產が相續されるやうになり、その數と範圍が増大するに至つて、個人間の鬭争は益々激烈になり、『新しく生れた社會是最も恐しい戰爭狀態に席を譲つた』のである。⁽⁹⁾ この社會的混亂のために人間は幾多の害惡を被つたが、殊に富者の被害が甚しかつた。戰爭で生命を失ふのは富者も貧者も同様であるが、富者はその上に貧者の有たない財產を喪失する危険にさらされてゐる。そこで富者は彼等の私有財產を保全し、市民社會の秩序を保持するために、つひに人間精神に入り込んだものの中でも最も反省された計劃を考案した、即ち政治體の組織と提倡である。⁽¹⁰⁾

(1) ルソー、人間不平等起源論、本田喜代治譯、97—98頁。

(2) 同上、98頁。

(3) 同上、100頁。

(4) Rousseau, J. J.; Du Contrat Social, (Les Meilleurs auteurs Classiques) p. 6.

(5) ルソー、人間不平等起源論、100頁。

(7) 同上、106, 108, 109頁。

(9) 同上、109—113頁。

(6) 同上、102頁。

(8) 同上、44頁。

(10) 同上、113—114。

フランソワ・ケネー（一六九四—一七七四）の社會理論はロック、カムバーランド等の影響を受けてゐる。彼の理論は同時人のルソーに比べて著しく實證的である。彼は孤立人の自然狀態を消極的に否定した。『かくの如き狀態は併し各個人の生命の持續期間だけしか存續し得ない、否、寧ろ、これらの人々は少くとも各々一人の妻と共に彼等の眞痛裡に生活してゐたであらうと、推定すべきであらう。』⁽³⁾かくの如く、『妻及び生れ来る子供達が結合する』ことは、そこに『從屬と正義と安全と相互扶助との一つの秩序』を齎すのである。『集合狀態、即ち相互の交通はこれを避くべからざるものとしても、しかも未だ一つの主權の下に人々を結合して社會をなさしめ、一つの政治形態に從屬せしめる實定法の存在しない狀態において人々を考察するとき、彼等は宛も沙漠の蠻人の部落の如きものと見なさるべきである、即ち彼等はその地域の天然自然の生産物によつて生活してをり、またもし山賊隊が、掠奪るべき財物の存する國々へ遠征をなすやうな場合には、必然にこれに襲はれる危険にさらされてゐるのである。蓋しこのやうな狀態の下にあつては得た富の所有を確保するために彼等を保護する權力がないであらうから、彼等は農業によつても牧畜によつても富を獲得することが出来ないのである。併しながら彼等の間には少くとも、暗默的に或ひは明示的に、とに角彼等の人身安全のための約定がなされなければならないで

あらう。何となれば、かゝる獨立の狀態にあつては、人々はそれべく相互の自己を不安ならしめる危懼の念を懷いており、この危懼については彼等は容易に相互を安んぜしめることが出来るからであつて、またこのやうに容易に相互を安んぜしめるに至るのは、この危懼の念からお互に免れる程彼等にとって利害關係のあることはないからである。地域を等しくするものは屢々相會するものである。彼等は相會することに慣れ、相互の間に信任が成立し、互に助け合ひ、また婚姻によつて相結び、ある種の民族團體を形成する。そこでは總ての人々は、彼等の共同の防衛のために團結され、また、而も他の點においては、各人は依然として完全な自由と相互に獨立不羈の狀態にあるが、併し相互の間の一身上の安全と、彼等が各所有し、自己一個の監督に屬する住居及び僅少の動産即ち什器類の所有權とは、保證せられる。もし彼等の所有に係る富が一層大きく且つ散在してゐるならば、換言すれば、掠奪に遭ふ危險が一層大きいとすればかゝる民族團體の組織はその所有權を彼等に保障するには足りないであらう。こゝにおいて成文的な實定法または規約と、これを遵奉せしめるための主權が必要となるであらう。これは、掠奪され易く、公衆の信義に委ねられた彼等の富は、往々不徳なる同胞を驅つて、他人の權利を侵害しようとする欲望を懷かしめるからである。この故に、社會の形態如何は、各人が所有し、或ひは所有し得、且つその維持と所有權との保證を欲する、財產の多寡によつて、定まるのである。』ギュンツベルクは重農學派の社會理論を考察して、右のやうな成文法及び主權の成立した社會は、重農學派では『統制社會』(société régulière)『政治體』(Corps politique)『政治社會』(société politique)『國家』(État)と稱せられることを、明かにし

た。これは明かにイギリスの理論の市民社會に該當するものである。⁽⁴⁾

重農學派の社會概念は經濟生活を基礎としてゐる。ケネーは、『社會の基礎は、人々の生活維持と、人々を保護すべき力に必要な富である』⁽⁵⁾と謂つてゐる。イギリスの理論家と同じく、彼も私有財產の必然性を強調した。『自然權』は、『人が自己の享樂に適する物に對して有する權利』である。所有權は自然權であり、所有權に基く自由なる活動は自然法の命であるからである。而して所有と自由の保護は國家の任務である。『何故ならば、法律と保護權力とが、所有と自由とを少しも保證しない場合には、有益な政府も社會もなく、政府とは外觀のみで、その實は壓制と無政府が存するのみであるから。』自由、財產、安全 (liberté, propriété, sûreté) は重農學派の標語である。

重農學派は分業を重視し、これを以て社會の構造を規定するものとした。豫定調和やレッセ・フヨル、レッセ・ペッセの思想はその自然秩序論に基づいてゐる。經濟における自由競争によつて特權や獨占による弊害が除かれ、正常價格が構成され、各個人が利益を得ると共に社會全體が調和し發達するのである。

- (1) Quesnay, F.: *Le droit Naturel*, 1765, この論文は最初 Observations sur le droit naturel des hommes réunis en société と題された。(Oeuvres économiques et philosophiques de Quesnay, par Oncken, 1888) p. 371. 長崎玄勝譯
ケネーの自然權論、(法學新報、37卷、11、12號) 12號、114頁。
- (2) Dittto.

- (3) Ibid., p. 372—373. 同上, 118—120頁.
- (4) Güntzberg, R.: Die Gesellschafts- und Staatstheorie der Physiokraten, 1907, S. 51—53.
- (5) Quesnay: Op. cit., p. 376. 同上, 124頁.
- (6) Ibid., p. 359. 同上, 11卷, 101頁.
- (7) Ibid., p. 374. 同上, 12卷, 120頁.
- (8) Güntzberg: Op. cit., S. 74.
- (9) Quesnay: Op. cit., d. 372, 同上, 118頁.

(未訳)